



県立印旛養護学校高等部 2 年 木口真梨子さん

学校教育法等の一部を改正する法律
の概要 (文部科学省)

障害のある人もない人も共に暮らし
やすい千葉県づくり条例 (概要)

「あすのちばを拓く10のちから」
(概要)

「千葉県地域福祉支援計画」の概要

「第三次千葉県障害者計画」
～ 教育・育成関連～ (概要)

「千葉県次世代育成支援行動計画」
(抜粋)

千葉県特別支援教育推進基本計画
(仮称) 策定協議会設置要綱及び委員

千葉県障害児教育研究推進会議設置
要綱及び委員

策定に関わった関係部局等

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

文部科学省資料より

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし当該免許状の授与条件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日